

東かがわ市告示第33号

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付額) 第2条 補助金の交付額は、別表第1に定める補助事業の区分に応じ、事業に要する経費に同表に掲げる県補助率及び市補助率をそれぞれ乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、定額等によるものについては、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、市補助については、県補助に上限額がある事業については、県補助上限額算定金額に対して市補助率を乗じて得た金額までを補助するものとする。 3 市補助率は、課税事業者については、税抜き事業費に対して乗じる率とする。 (対象農業団体等) 第3条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>認定新規就農者</u> (6) 略 2 略 (補助金の交付申請) 第4条 補助金の交付を申請しようとする農業団体等は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、別に定める日までに市長に提出しなければならない。 2 略	(補助率) 第2条 交付の対象となる事業及び事業に要する経費に対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。 (対象農業団体等) 第3条 交付の対象となる農業団体等は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>認定就農者</u> (6) 略 2 略 (補助金の交付申請) 第4条 補助金の交付を申請しようとする農業団体等は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、<u>正副2部を別に定める</u>日までに市長に提出しなければならない。 2 略

改正後

(補助事業の変更)

第6条 略

2 前項の承認の申請は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

3 略

(補助事業の遅延等)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業遂行状況を記載した書類（様式第4号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 略

(補助金の概算払)

第10条 略

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

事業名	事業内容	県補助率 (義務負担)	市補助率
略			
かがわ園芸産地生産力強化対策事業	略	40/100以内	5／100以内
略			
みんなで守る地域	略		

改正前

(補助事業の変更)

第6条 略

2 前項の承認の申請は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）正副2部を市長に提出して行うものとする。

3 略

(補助事業の遅延等)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業遂行状況を記載した書類（様式第4号）正副2部を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第5号）正副2部を市長に提出しなければならない。

2 略

(補助金の概算払)

第10条 略

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、正副2部を市長に提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

事業名	事業内容	県補助率 (義務負担)	市補助率
略			
かがわ園芸産地生産力強化対策事業	略	1／3以内	5／100以内
略			
みんなで守る地域	略		

改正後				改正前					
農業推進事業				農業推進事業					
世代交代・初期投資促進事業	将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営発展に向けた取組支援及び就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の規定による。							
新規就農者の里親育成事業	略			新規就農者の里親育成事業		略			
略				略					
遊休農地等利用促進事業	農業者や農業者団体等が遊休農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、基盤整備、発生防止作業又は体験農園整備の取組を総合的に支援し、遊休農地の解消や発生防止を推進するための事業を支援する。	遊休農地等利活用促進事業費補助金交付要綱（令和4年4月6日付け4農経第146649号）の規定による。		荒廃農地等利用促進事業	再生利用	農地法第32条第1項第1号に該当する農地で10a当たり100,000円以上の再生作業及びそれに付随する土壌改良等に要する経費を助成する。 なお、助成対象経費は工事費（現地の実情に	再生作	[定額] 60,000円／10a	30,000円／10a
								[定率] 重機を用いて再生利用を実施する場合 6.5／10	3／10

改正後					改正前				
						即した適正な現 地実行価格によ るもの。）、測 量設計費（工事 に必要な調査、 測量等に要する 経費）、実施設 計費（当該実施 設計を委託し、 又は請け負わせ る。）及び工事 雑費（保険料 等）とする。	土壌改 良 営農定 着 基盤整 備	[定額] 30,000円／10 a [定額] 30,000円／10 a [定率] 6.5／10	15,000円 ／10 a 15,000円 ／10 a 30,000／ 10 a
機構集積協力金交 付事業	農地中間管理機構に貸し 付ける農地の出し手に対 して協力金を交付する。				機構集積協力金交 付事業	農地中間管理機構に貸 し付ける農地の出し手 に対して協力金を交付 する。			
						(1) 経営転換協 力金 農地中間管理機構 に対しすべての自 作地を10年以上貸 付けし、経営転換 する場合又はリタ イア等を契機とす る場合		15,000円／10 a 上限は、 500,000円／ 戸	

改正後					改正前				
		地域集積協力金	香川県農地集積支援事業費				(2) 地域集積協力金	(一般地域)	
		農地中間管理機構に農地を貸し付ける地域	補助金交付要綱（平成26年4月1日付け26農経第442号）の規定による。				集積タイプ	20%超40%以下	
							農地中間管理機構に農地を貸し付ける地域	10,000円/10a	
								40%超70%以下	
								16,000円/10a	
								70%超	
								22,000円/10a	
								(中山間地域)	
								4%超15%以下	
								10,000円/10a	
								15%超30%以下	
								16,000円/10a	
								30%超50%以下	
								22,000円/10a	
								50%超	
								28,000円/10a	

改正後					改正前				
								a	
		集約化奨励金 農地中間管理機構 に農地を貸し付 け、集約化に取り 組む地域				集約化タイプ 農地中間管理機構 に農地を貸し付 け、集約化に取り 組む地域	40%超70%以 下 5,000円／10 a 70%超 10,000円／10 a		
					農地集積補助金交 付事業	香川県農地集積支援 事業費補助金交付要綱 (平成26年4月1日付 け26農経第442号)に基 づき、農地中間管理機 構が農地中間管理権を 有する農用地等を新た に借り受けた受け手 (認定農業者、認定新 規就農者及び集落営農 法人)に対して補助金 を交付する。	香川県農地 集積支援事業 費補助金交付 要綱による。		
中山間地域等農地 活用総合支援事業	略				中山間地域等農地 活用総合支援事業	略			
略					略				
農業収入安定化支 援対策事業	農業保険法（昭和22年法 律第185号）に定める香 川県農業共済組合が実施 する収入保険制度に対し			保険料の 2分の1 又は10万 円のいず	農業収入安定化支 援対策事業	香川県農業共済組合が 実施する農業収入の減 少の補填を図ることを 目的とした収入保険制			保険料の 2分の1 又は10万 円のいず

改正後				改正前			
	て補助金を交付する。 <u>ただし、交付対象者は</u> <u>新規加入者でかつ就農後</u> <u>1回限りとする。</u>		れか低い 額（保険 料の100円 未満切捨 て）		度に対して補助金を交 付する。 <u>ただし、実施</u> <u>期間は令和4年度から</u> <u>令和6年度の3年間と</u> <u>し2年目以降は、新規</u> <u>加入者のみを対象とす</u> <u>る。</u>		れか低い 額
略				略			
				備考 市補助率は、課税事業者については、税抜き事業費に対して乗じる率とする。			

附 則
この告示は、令和7年4月1日から施行する。